

長 介 第 1 2 1 2 号
令 和 2 年 3 月 1 1 日

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る外部評価の取扱いについて (通知)

このたび、令和2年2月28日付け厚生労働省老健局総務課他事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第3報)」を受け、新潟県から(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所における外部評価の取扱いが示されました。

つきましては、長岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年条例第52号)第119条第8項及び長岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年条例第53号)第88条第2項に基づき実施される外部評価について、新型コロナウイルス感染症の影響による長岡市における令和元年度の外部評価の取扱いを下記のとおりとしますので、通知します。

記

1 令和元年度の外部評価の取扱いについて

(1) 外部評価を延期する場合

- ① 令和2年5月31日までに外部評価を実施した場合は、令和元年度の外部評価を実施したものと扱うことができます。
- ② 延期した事業所は下記2のとおり、報告書を提出してください。

(2) 外部評価を中止する場合

- ① 外部評価の中止を検討している事業所は、あらかじめ下記担当宛てに御連絡ください。
- ② やむを得ない事情があると長岡市が認めた場合に限り、令和元年度の外部評価の実施を中止することができます。その場合、代わりに令和2年度の外部評価を実施してください。(令和元年度に実施回数 of 適用を受けた場合と同様の取扱い)
- ③ 中止が決定した事業所は下記2のとおり、報告書を提出してください。

2 報告書の提出について

外部評価を延期又は中止する事業所は期限までに報告書を提出してください。

- (1) 提出書類 別紙「新型コロナウイルス感染症に係る外部評価実施状況報告書」
- (2) 提出期限 令和2年4月28日（火）まで
- (3) 提出先 長岡市福祉保健部 介護保険課 介護事業推進係

3 留意事項

令和元年度分の外部評価を延期して令和2年4月～5月に実施した事業所のうち、令和2年度分の実施回数適用申請を行わない事業所においては、令和2年度分の外部評価を当該年度中に別途実施する必要があるので留意してください。

4 その他

厚生労働省老健局総務課他事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」については、3月2日以降に送信された長岡市福祉保健部介護保険課からのメールを御確認ください。

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 安達
電 話：0258-39-2245
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp